

# 八王子市立上柚木小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）  
いじめ防止等のための基本的な方針（H29改定）  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6改訂）  
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）  
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）  
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）  
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

### 八王子市立上柚木小学校 いじめ防止基本方針

#### ○いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは「決して許されない」「どの子供にも起こりうる」「だれもが加害者にも被害者にもなり得る」との意識をもち、教員が役割と責任を自覚し、学校全体で組織的に早期発見・早期対応に努める。

#### ○令和8年度の重点項目

- ・自他ともに価値ある存在として尊重する態度を育成（違い（多様性）を認める）
- ・自己肯定感・自己有用感（大切にされる実感・価値のある存在と思う実感）を育成
- ・学校が「安心できる自分の居場所」と感じられる場所にする。いじめを許さない・重大ないじめに発展させない風土を醸成する

### 令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 目指す児童像  
自分も人も大切する、人と良好な関りができる豊かな心をもった児童
- ・違いや多様性を認め受容できる、尊重する心を育成すること
- ・自己肯定感・自己有用感を育成すること
- ・重大ないじめに発展させない  
（早期発見、対応、解消に向けて、学校組織で対応する）
- ・いじめを許さない風土を醸成すること

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 14時25分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、学級担任・学年主任、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター  
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断  
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

### いじめ対応の流れ

- 学校いじめ対策委員会を核として、学校が組織的に対応する
- ①いじめの把握と認知  
→学校いじめ対策委員会で共有し、対応方針を決定
  - ②児童・保護者から事実の有無を確認  
→被害・加害児童への対応（指導・ケア）保護者への報告と連携
  - ③児童の見守りや指導の継続（児童の聞き取りと保護者への連絡）
  - ④学校いじめ対策委員会で「いじめ解消」に向けた判断をする

### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月1日～4月6日  
「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「重大事態の理解と対応」「いじめへの組織的な対応」
- 各学期、毎月の取組、ふれあい月間の取り組み  
子ども見守りシート、生活アンケートの活用
  - 弁護士によるいじめ防止教員研修の実施（令和8年9月9日）
  - いじめ事例集等の活用研修（年度当初や学期始のいじめ対応の時間）

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

- ◎特別の教科道徳では、自分なりの考えや解決方法を導き出せる授業を通して○自他を大切に思う心○相手を尊重し、多様性や相手を受容する気持ち○生命の尊さ○気持ちの良い挨拶や言葉遣い○礼儀や思いやり等、助け合いながら明るく学校生活を送ろうとする心情を育む。
- ◎6月、11月、2月のふれあい月間の月には「生命の尊さ」を共通項目とした授業を1回ずつ、年3回実施する。

### SOSの出し方に関する授業

- ◎関係機関と連携して、児童が自分自身の安全を自分で守ろうとする態度を育成する。
- セーフティ教室（全学年2回の学校公開で）
- 弁護士によるいじめ防止授業（5年生）
- 薬物乱用防止教室（6年）
- ※年度当初に担任から「生活していて、何かの出来事が起こり、嫌な気持ちをもつことは普通のこと、そんな時に誰かに助けを求めることは、少しも恥ずかしいことではない」ことを児童に伝える。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- ◎八王子市いのちの大切さを共に考える日  
令和8年6月1日（月）「いのちの日」を設定
- 全校朝会での校長講話  
・「生命の尊さ」を共通項目とした道徳授業を令和8年6月5日（金）までに実施  
※いじめの防止等に関わる授業年3回のうち1回

### 児童の自己肯定感を高める取組

- ◎コミュニケーション能力の育成と向上（聞く、話す、伝える、選ぶ、決める力をつける）
- ◎社会人となる基礎を育成する（挨拶・言葉遣い・礼儀・規範意識・自主自律）
- ◎一人一人の良さと思いやる気持ちを育み、より良い人間関係を築くことができる社会性を養う。  
・運動会等の学校行事や特別活動（たてわり班活動・ゆずっこフェスティバル・いいところ応援計画・上柚木進化プロジェクト（はちおうじっ子サミット）等の取り組みとキャリアパスポートの効果的な活用と実践の積み重ね）

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。